

こんにちはトーカイです

日頃は株式会社トーカイをご愛顧賜り

誠にありがとうございます。

年々夏の気温が高くなってきており大変ですが、夏に食べるとよりおいしい食べ物を食べて、暑い夏を元気に!熱く!楽しく過ごしましょう。



暑いけど食べたくなる!?夏野菜カレー

夏になると食べたくなる食べ物としてカレーがあります。お家で作るカレーもお店で食べるカレーも美味しいですよ。

今回は、暑い夏を美味しく乗り切れるように、カレーについて調べてみました。

食から夏バテ対策

夏バテは、暑さによって体力が消耗し様々な不調を引き起こした状態です。暑い屋外と冷えた室内を行き来したり、過度に冷たい飲食物を取って自律神経が乱れやすくなるのも原因の一つと言われています。また、暑さで食欲が低下し、栄養が偏ったあっさりした食事になりやすくなり栄養不足になりやすい点も注意が必要です。



夏野菜とカレーの組み合わせ

今回のテーマの「カレー」は、そんな夏バテ予防におすすめです。暑い季節、冷たいものを食べたくりますが、中でも無性にカレーは食べたくなる人も多いのではないのでしょうか?実はカレーには「漢方薬」と言われるような様々なスパイス(うこん、コリアンダー、クローブ、ナツメグ等)が入っており、食欲増進を助けてくれます。

旬の夏野菜とカレーと一緒に食べることで、身体を内側から温め、栄養も取ることができるので夏バテ対策としておすすめです。

例えば、野菜の食物繊維が腸内環境を整え、消化を促進します。また、野菜を中心とした夏野菜カレーは、低カロリーで満足感を得られる一品です。ダイエット中の方にもおすすめです。

さらに、野菜は水分を多く含んでいます。暑い季節には水分補給が重要ですので、夏野菜カレーは水分補給にも役立ちます。



カレーと相性のよい夏野菜

夏野菜は身体の調子を整えるビタミンなど、夏を元気に過ごすための栄養素が豊富に含まれています。

ナス

90%以上が水分と言われているが、塩分の取りすぎを調節し高血圧予防にもなるカリウムなどが含まれています。



トマト

抗酸化作用の強いリコピンやβ-カロテン、ビタミンC、カリウムが豊富に含まれています。



オクラ

ビタミンCやビタミンB1・B2、β-カロテン、カルシウム、マグネシウムが豊富です。



パプリカ

ビタミンCとビタミンEが特に多く含まれています。赤や黄、オレンジとカラフルなので見た目からも楽しめます。



ズッキーニ

カリウムが豊富で、ビタミンCも含まれています。



三河編

トーカイ従業員おすすめ情報をピックアップ!

トーカイのご当地グルメ

備前屋本店『手風琴のしらべ』

〒444-0038 愛知県岡崎市伝馬通2丁目17 TEL: 0120-234-232

営業時間: 9:00~19:00 定休日: 年中無休

今回、三河営業所がおススメするのは備前屋さんで一番人気の焼き菓子「手風琴のしらべ」です。備前屋さんは、天明二(1782)年に初代が東海道三河国岡崎宿伝馬町(愛知県岡崎市伝馬通)で創業しました。

発酵バター豊かな香りを生かし、144層の折パイで、北海道産の小豆を自家製餡にしたしっとりなめらかなしるこ餡が包まれています。

「手風琴」はアコーディオンの和名です。「手風琴のしらべ」の折パイの層が、アコーディオンの蛇腹に似ていることから、名づけられました。

トースターやグリル・オーブンで温めると、パイがサクッと焼きたての食感に近くなります。ぜひお試しください!

240年前、岡崎で暖簾を掲げた菓子屋「備前屋」さんの、時を越えて今でも愛される「手風琴のしらべ」をぜひご賞味ください!

HP: <https://bizenya.co.jp>



三河営業所
おススメ

【後】左から 山口、三輪、井上、細川、川口、井本、堀口
【前】左から 安倍、永田、武田、松田、福住、大橋



三河営業所は愛知県岡崎市に位置し、西三河地域を担当しております。営業所全体で23人と大人数であり、いつも明るく活気のある雰囲気の特徴です。チームワークを活かし、フットワーク軽く対応して参ります!

岡崎市

昨年放映されたNHK大河ドラマ「どうする家康」では、徳川家康の生誕の地として岡崎市が注目を集めました。岡崎城では春になると「さくら祭」が開催され800本の桜が咲き、多くの人々で賑わいます。夜になるとライトアップもされ夜桜がとても綺麗です。

来年にはアウトレットモールが開業予定と盛り上がり最中の岡崎市。ぜひ一度お越しください!

読者プレゼント 20名様

トーカイ通信に関する意見・ご感想などをお寄せいただいた方の中から抽選で20名様にプレゼント。

※詳しくは裏面をご覧ください。

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」 策定について

厚生労働省は6月11日に介護保険最新情報Vol.1273で「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の策定についての事務連絡を出しました。

近年、病院への入院や介護施設等への入所の際のしつづ支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきています。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中で、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、今般、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」として策定されました。

今回は、ガイドラインより事業所判断の目安となるチェックポイントについてご紹介します。

介護保険最新情報
Vol.1273



高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(主なポイント)

- 病院への入院や介護施設等への入所の際のしつづ支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

チェックリスト

本ガイドラインは、高齢者等終身サポート事業者の参考となることはもとより、利用者による事業者判断の目安ともなり得るものとして作成されました。事業者・利用者が簡単に確認できるようにチェックリストも作成されました。

項目	内容 (◎：法令に根拠があるもの)		該当頁※	
契約の締結	1	○身元保証の内容と費用の取扱いが明らかになっている。	12,13	
	2	身元保証等	○入退院時に行う対応が具体的に明らかになっている。	13
	3		○緊急時の連絡先や連絡方法が明らかになっている。	14
	4		○死後事務で行う内容と費用の取扱いが明らかになっている。	14-17
	5	日常生活支援	○提供されるサービス内容と費用の取扱いが明らかになっている。	17,18
	6	解約料	◎解約料について適正な金額が設定されている。(消費者契約法第9条第1項第1号)	10,11
	7	死因贈与等	○契約時に死因贈与や寄附(贈与)を条件等とした契約を締結していない。(民法第90条参照)	18,19
	8		○死因贈与契約を締結する場合、その契約を撤回できることを明らかにしている。	19
	9	判断能力の低下時	○利用者の判断能力低下時の取扱いを定めている。	31-34
	10	預託金	○預託金の額やその根拠について明らかになっている。	14
	11		○預託金の管理方法等の取扱いについて明らかになっている。	29,30
	12	勧誘方法	◎不当な方法による勧誘を行っていない。(消費者契約法第4条) (不当な勧誘の例)「契約を締結するまで、事務所から帰さない」、「契約しないと生活が維持できなくなる」と不安を煽る」など	12
	13	契約時の説明等	○利用者の年齢、心身の状態、知識等に応じた適切な説明を行っている。	9-12
	14		○契約に関する重要事項を説明し、その内容を利用者にも書面(重要事項説明書)で交付している。	9-11
	15		○重要事項説明書には、少なくとも以下の項目が含まれている。 ・契約者に提供するサービスの内容や費用、費用の支払方法 ・契約するサービスの解除方法・事由や契約変更・解約時の返金の取扱い	9-11
	16			
	17			
	18			
19	サービスの提供等	○サービス提供の時期、内容、費用等について、適時に記録の作成、保存をしている。	22	
20		○定期的な面談等により利用者の希望の把握や状況の把握を行っている。	7	
21		○利用者の通帳、現金等を適切に管理し、支出内容等を利用者に適切に報告している。	30	
22		○利用者からの預託金について、事業者自身の運転資金等とは明確に区分して管理している。	29,30	
23		◎利用者が求めた際に、サービスの実施状況について報告している。(民法第645条)	22	
24		◎委任契約の終了後、利用者本人又は相続人に対し、その経過及び結果について報告している。(民法第645条)	28	
25		◎利用者の求めた際に、解約に必要な手順を伝えている。(消費者契約法第3条第1項第4号)	30	
26	解約方法等	○解約を申し入れた際に、解約を過度に制限する不当な説明をしていない。 (不当な説明の例)「解約を考え直していただければ困る」、「解約すると生活が維持できなくなる」と不安を煽る」など	30	
27		◎解約料の算定根拠の概要や、違約金等を設定した合理的理由を説明することができる。(消費者契約法第9条第2項)	31	
28	事業者の体制	○事業者に関する情報や提供しているサービス情報について、HPで公表されているなど、利用者が分かるようになっている。	35	
29		○個人情報保護に関する取扱方針が定められている。	36	
30		○利用者からの相談窓口が設置されており、連絡先が分かる。	37	

※「該当頁」欄は、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインにおいて、当該項目に関する記載があるページを示しています。

参考:厚生労働省 介護保険最新情報Vol.1273「「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の策定について(周知)」

トーカイ通信に関するご意見・プレゼントの応募について

プレゼントの合い言葉「2407」

プレゼント応募締切:2024年7月31日(水)

トーカイ通信に関するお声をお寄せいただいた方の中から抽選で「手風琴のしらべ」を合計20名様に応募いたします。右記方法にてお声をお寄せください。ご感想もお待ちしております!!

【プレゼントのご応募について】

ホームページに掲載の「トーカイ通信2024年7月号」からご応募することができます。

必要事項をご記入いただきお送りください。

(ご連絡は、@tokai-corp.comがドメインのアドレスより送信させていただきます。)

【個人情報の使用目的について】

ご記入された個人情報等は以下の目的にのみ使用し、以下の場合を除いて、第三者に提供いたしません。

- 統計データを作成し、今後のトーカイ通信の作成や商品やサービスの向上を図るため
- プレゼント当選者への商品の発送のための配達業者への住所・氏名・電話番号の開示のため

※本紙に使用しているQRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

【送付先】 株式会社 トーカイ トーカイ通信プレゼント

- アクセス方法 (株)トーカイホームページトップ画面 ⇒ 介護用品レンタル ⇒ 2024年7月号
- URL <https://www.tokai-corp.com/silver/> (ホームページの一番下にあります)

● 発行・編集/株式会社トーカイ シルバー事業本部 営業推進部
〒500-8828 岐阜県岐阜市若宮町9丁目16番地 (電話)058-377-2986 (FAX)058-263-0151
※本紙に基づくお客様の決定や行為、それに伴う結果について、当社は一切の責任を負いかねます。

2024.7 [vol.122]

